

「学校感染症」及び「各感染症の出席停止期間の基準」について

下記の疾病は、学校保健安全法第19条の規定により出席停止となります。
期間中は欠席になりませんので、医師の指示を守り、療養させて下さい。

病名	出席停止期間の基準
1 麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
2 風疹 (三日はしか)	発疹が消失するまで
3 水痘 (水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化する（かさぶたになる）まで
4 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	腫れが出た後5日を経過し、かつ全身症状が良好になるまで
5 流行性角結膜炎、 急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められるまで
6 咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状の消退後2日を経過するまで
7 百日咳	特有の咳が消える、または5日間の抗菌性物質製剤による治療完了まで
8 新型コロナ ウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
9 その他の感染症	医師により感染の恐れがないと認められるまで

※その他の感染症：必要があれば、学校医の意見を聞き、第3種の感染症として措置をとることができる疾患です。各地域、学校の発生・流行状況等を考慮のうえで判断されるため、出席停止とならない場合があります。